

中小企業政策審議会第11回経営安定部会議事録

1. 日 時：平成17年3月7日(月)10:00~12:00
2. 場 所：経済産業省別館526共用会議室
3. 出席委員：上野部会長、江崎委員、篠塚委員、浅野臨時委員、石井臨時委員、奥村臨時委員、柏崎臨時委員、倉橋臨時委員、篠原臨時委員、鈴木臨時委員(真柄代理)、多比羅臨時委員、寺田臨時委員、成宮臨時委員
オブザーバー：独立行政法人中小企業基盤整備機構 鈴木理事長、蔵元理事
省内出席者：鈴木事業環境部長、児嶋経営安定対策室長、山岡経営安定対策室課長補佐
4. 議 題：
 - (1) 小規模企業共済の平成17年度付加共済金支給率について
 - (2) 中小企業倒産防止共済の貸付金回収率向上策について
 - (3) その他の取り組みについて
 - 小規模企業共済の資産運用について
 - 両共済の業務改善について
 - 両共済の加入促進の取り組み状況について
5. 配付資料
 - (1) 中小企業政策審議会に対する諮問について
 - (2) 小規模企業共済付加共済金関連条文
 - (3) 小規模企業共済の資産承継について
 - (4) 小規模企業共済制度における平成17年度に係る支給率について
 - (5) 諮問に対する答申について(案)
 - (6) 中小企業倒産防止共済制度の今後のあり方について
(平成16年6月21日 中小企業政策審議会経営安定部会報告書)
 - (7) 中小企業倒産防止共済の資産承継について
 - (8) 中小企業倒産防止共済の貸付金回収率向上策の実施状況
 - (9) 中小企業倒産防止共済の貸付金回収率の推移
 - (10) 小規模企業共済資産運用方法の見直しについて
 - (11) 両共済の業務改善について(コンサルタント報告書要旨)
 - (12) 両共済の加入促進の取組状況
 - (13) 両共済パンフレット
 - 両共済の事業概況パンフレット
 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構パンフレット

上野部会長 江崎委員がちょっと遅れているようですけれども、定刻となりましたので、ただいまから中小企業政策審議会第11回経営安定部会を開催いたします。

本日は、ご多忙の中、ご出席いただきまして本当にありがとうございます。

議事に入ります前に、当部会の委員に変更がございましたので、ご紹介いたします。このたび、村本委員、井田委員が退任され、新たに中小企業政策審議会会長からの指名を受け、篠塚委員と寺田委員にご就任いただきました。よろしく願いいたします。

また、オブザーバーとして、独立行政法人中小企業基盤整備機構の鈴木理事長、蔵元理事にもお越しいただいております。

まず、開会に当たりまして、鈴木事業環境部長から一言ご挨拶いただきたいと思います。

鈴木事業環境部長 おはようございます。中小企業庁事業環境部長の鈴木でございます。

まず、委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。本部会におきましては、従来から小規模企業共済、中小企業倒産防止共済制度についてご審議をいただいたところでございます。皆様方ご案内のとおり、小規模企業の方々が税制制度をご利用しつつ、積立金を積み立てまして、事業の廃止等の場合に共済金を受け取るという非常に重要な制度でございます。小規模企業共済につきましては、昭和40年の制度発足以来、今年でちょうど40年目でございます。これまでの間に約174万人の方々に5兆2,000億円の共済金をお支払いしているところでございます。また、中小企業倒産防止共済についても昭和53年の制度発足以来今日までに23万件、1兆5,000億円を超えます共済金の貸し付けを行ってきたところでございます。私ども、中小企業の方々に対するセーフティーネットが非常に重要とっておりまして、両共済制度ともセーフティーネットの重要な一翼を担う制度、極めて重要な役割があると考えております。

こういう中、小規模共済の付加共済金の支給率、また倒産防止共済の回収率の向上策の実施に努めておりますけれども、本日さまざまのご説明をさせていただきまして、皆様方から忌憚のないご意見を賜りまして、より一層よい両制度にしたいと思っておりますので、よろしく願いします。

本日は本当にご多忙のところ、ありがとうございます。

上野部会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。まず、第1の議題であります平成17年度の支給率につきまして、ご審議いただきたいと思います。

この支給率は、毎年度、前年度末までに経済産業大臣が中小企業政策審議会の意見を聴いて定めることとされております。そのため、資料1にございますように、経済産業大臣から中小企業政策審議会・山口信夫会長あてに「平成17年度に係る支給率いかん。」という諮問が出ております。当部会ではこの諮問に対し、答申案を作成することになります。

それでは、この審議に当たりまして、資料に基づきまして事務局からご説明をお願いいたします。

児嶋室長 中小企業庁経営安定対策室長の児嶋でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。資料番号の順に、なるべく要領よくご説明したいと思います。

資料1をご覧ください。平成17年3月4日付の経産大臣から中小企業政策審議会会長あての諮問文の写しであります。平成17年度に係る支給率いかんを問うております。中小企業政

策審議会令第6条によりまして、当経営安定部会の議決が中小企業政策審議会の議決となります。

資料2をご覧ください。付加共済金の関連条文であります。小規模企業共済法第9条は、共済金の根拠規定であります。第1項は、共済金を支給する事由であります、いわゆる廃業給付、特別退職給付、老齢給付について規定しております。第2項は、共済金の額を掛金500円ごとの区分共済金額の合計額とすることを規定しております。第3項は、区分共済金額の算定方法を規定しております。第二号のイが、掛金の積み立てに応じて自動的に決まる基本共済金でありまして、口とハが付加共済金であります。これがいわゆる二階建て方式でありまして、平成8年度の法改正で導入されました。資産に余裕ができた場合に、それを勝手な用途に使わず、共済契約者にきちんと還元することを担保する制度であります。

2ページをご覧ください。第4項は、基本共済金額が政令で恣意的に低く決められないようにするための一定の制約であります。第5項が、本日の議題であります付加共済金の支給率の算定方法であります。この後、資料4でご説明する方法で基準となる率を算定しまして、当該年度の前年度末までに中小企業政策審議会の意見を聴いて定めることと規定されております。第6項を飛ばしまして、一番下に小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第7条がございます。これ全部が一文という極めて難解で不親切な条文であります。要するに、法律の第9条第5項による支給率の計算に当たりまして、改正前の法律に基づく共済契約が残っている間はこちらも忘れずに計算に含めなさいという規定であります。資料1でご覧いただきました諮問文には、この規定が引用されてございます。

次に、資料3をご覧ください。本題に入る前に、特殊法人中小企業総合事業団から独立行政法人中小企業基盤整備機構への小規模企業共済勘定の資産承継についてご説明させていただく必要がございます。昨年6月30日時点の特殊法人会計のもとで、この資産は7兆7,435億5,600万円と計上されておりましたが、7月1日に独法会計となり、計上基準が変更されたことによりまして、同じ資産が8兆410億8,200万円となりました。その主な増減要因は、これまで簿価評価でありました信託資産を時価評価したことによる1,879億円の減と、これまで計上する必要のなかった有価証券信託担保金を新規計上したことによる4,919億円の増であります。この有価証券信託担保金でありますけれども、負債の部にも同額が計上されております。この結果、負債は8兆4,911億5,300万円が8兆9,830億5,000万円となりました。また、信託資産の時価評価損によりまして、繰越欠損金は7,475億9,700万円から9,419億6,800万円となりました。なお、今ご説明しました数字は、独立行政法人資産評価委員会において確定されるものでありますが、この評価委員会がまだ開かれておりませんので、厳密に申し上げますと、この資料の数字は現時点では暫定的なものであります。そのことが一番下の印のところに書いてございます。財務省との関係で相当に異動することがあると書いてございますが、実際には、この数字から異動する余地はありません。

2ページは、以上の内容を1円単位であらわしたものであります。

次に、資料4をご覧ください。本題の付加共済金支給率の算定についてご説明したいと思います。

1. つきましては、先ほど関連条文のところでご説明させていただきましたとおりであ

りまして、付加共済金は二階建て方式の二階部分であり、その支給率は前年度末までに中小企業政策審議会の意見を聴いて定めるものと書いてございます。

2. が法律と省令で定められた支給率の算定方法であります。まず、(1)の算式に従いまして、支給率の基準となる率を求めまして、それに(2)の当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して支給率が決定されます。支給率の基準となる率は、(1)の の付加共済金原資を の仮定共済金等の総額で割ることによって算定されます。そこで分子の付加共済金原資は、(1)の のイの当該年度の運用収入掛金等収入から、口の当該年度の共済金等の支払いに充てる額を差し引きまして、さらにハの当該年度において、次年度以降の共済金等の支払いに充てるため積み立てる額、すなわち責任準備金の積み増し額を差し引きまして、最後に、ニで、もし前年度末の剰余金がある場合は、それを加えて算定します。逆に、欠損金である場合はマイナスになります。一方、分母の仮定共済金等の総額は、すべての共済契約者が当該年度に脱退したと仮定した場合に支給すべき基本共済金等の総額であります。ちなみに、仮定共済金等の「等」でありますけれども、共済契約者が共済事由なく脱退する場合の解約手当金のことを意味しております。

2 ページをご覧ください。この方法で平成17年度の実績となる率を算定するとどうなるかであります。 のとおり、分母の付加共済金原資につきましては、イが 5,894億円、口が 6,009億円、ハがマイナス 194億円、ニが先ほど資料3の資産承継のところでご説明したとおり、繰越欠損金が7月1日時点で 9,420億円ございまして、9ヵ月後の16年度末には 344億円改善されて 9,076億円になると見込まれますけれども、いずれにせよ、この巨大な額がマイナスとなります。以上のイ、口、ハ、ニをトータルしますと、マイナス 8,997億円となりますので、付加共済金の原資はない、すなわちゼロということになります。一方、 のとおり分母となります仮定共済金等の総額は7兆 4,453億円と算定されるわけですが、分母のいかにかわらず分子がゼロでありますので、 に書いてございまして、支給率の基準となる率はゼロと算定されます。

3 ページをご覧ください。支給率の基準となる率を算定するに当たりまして、今回初めて時価会計を導入いたしましたので、そのことについてご説明しておく必要があると思います。前回までは、毎年、中小企業総合事業団の会計基準であります特殊法人会計に基づきまして、簿価会計で算定した資産や運用収入などを用いてこれを算定してまいりました。しかしながら、資料3でご説明したとおり、事業団が独立行政法人中小企業基盤整備機構となりまして、独法会計基準については時価会計が導入されました。そこで、支給率の基準となる率の算定においても時価会計を導入することといたしました。共済契約者に対する透明性の確保、独法制度の趣旨及び中小企業基盤整備機構の事務負担に鑑みてそうするのが適当と判断しております。

次に、時価会計を導入した場合、支給率の基準となる率の算定のためには、法律にいう当該年度、現時点からみれば、翌年度末までの時価の予測をする必要がございます。その方法を決めなければならないのであります。これについては2. にございますように、算定時点で把握し得る最新の時価を用いることといたしました。この考え方に基づきまして、今回の算定におきましては、下の図のとおり12月末時点の時価を用いております。なお、最新の時価を用いるこの方法でありますけれども、同じような制度であります厚生労働省の中小企業

退職金共済の付加退職金支給率の算定においても採用されていると聞いております。

次に、4ページをご覧ください。支給率の決定に当たりまして、勘案すべき事情であります。すなわち、既に算定された支給率の基準となる率を変更すべきであるほどの特異な変化が今後発生する事情があるかどうかであります。法律には、の当該年度以降の運用収入の見込額と のその他の事情を勘案すべしと挙げられております。まず、当該年度以降の運用収入の見込額でありますけれども、わが国の金利及び株価は依然として低水準であります。そして、資産運用環境は厳しい状況が継続しております。また、平成17年度において、この運用環境の急速な改善を見込むことは困難でございます。そして、かかる運用環境の中で、平成17年度の小規模企業共済の運用利回りは平成16年度とほぼ同水準となることが予測されております。以上から、平成17年度以降の運用収入の見込額に特異な変化が発生することは想定されません。

次に、その他の事情であります。法律の逐条解説をみますと、その他の事情というのは、共済契約者の事由別の脱退傾向やおのおのの事由の発生の仕方の変化を指すとされております。これは、共済事由によって基本共済金額が異なるために、何らかの特異な事情によって事由別の脱退の傾向が極端に変化すると、支給率の基準となる率の算定の前提条件が変わることもあり得るということから設けられている規定であります。しかしながら、ここ数年、A共済事由であります廃業給付は40%前後、B共済事由であります特別退職金給付は20%前後。準共済事由は3%前後、解約事由は三十数%前後で推移してきておりまして、このような傾向に対して、平成17年度以降に特異な傾向の変化が発生することが想定されております。

そこで、資料5をご覧ください。ただいまご説明いたしましたとおり、第1に付加共済金の原資がないことから、支給率の基準となる率はゼロと算定されました。第2に、この算定結果を変更すべき特段の事情は存在しないと考えられます。したがって、平成17年度に係る支給率はゼロとすることが適当であるというのが事務局の案であります。

説明は以上であります。

上野部会長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

篠塚委員 初めてなものですから、よく分かっていないのですが、結論に至ったお話はよく分かりまして、非常に厳しい状況ですから、それしか回答がないかなと思います。それが第1点です。

あと、ご説明いただいたもので自分がよく理解していないので質問いたしますので、教えていただきたいと思っております。

まず、第1点ですけれども、資料4の2ページ、(1)の二に16年度末の剰余金がマイナス9,076億という数字を先ほどご説明していただいて、この数字というのは、資料3の1ページ、平成16年7月1日現在の繰越欠損金が7,475億円あるのだけれども、先ほどの資料4に戻りますと、16年度末の剰余金はその後、赤が消えるからというご説明でしたが、どうして三百四十億かのマイナスがプラスになるのかというのが一番最初にお聞きしたいことでございます。

2番目は、同じく資料4の4ページで、その他勘案すべき事情として2点ありまして、一

番最初の方なのですけれども、運用収入の見込みについて、真ん中あたりに、運用環境が非常に厳しくなって、運用利回りは平成16年度とほぼ同水準となる予測ということで、ここに15、16、17と3つ実績と予測値があるのです。まず質問は、17年度の予測は16年度とほぼ同水準ということで1.27ということですね。同水準ですから、1.28でもいいのでしょうかけれども、1.27としましたと。その前の問題なのですけれども、15年から16年度にかけて、実績が1.39から1.28と0.1ポイント下がっています。まず16年度の実績をどのようにみるかです。ここまででは予測です。17年度のことを話すときに、16年度のベースをどうみるかが変わってくると思うのです。言っている意味、分かりますか。私、ごちゃごちゃ言っているのですが。つまり、15年度の実績は14年度の実績に比べて一体どのくらい下がったのかという数字も出してほしい。その上で15から16に関しては、16年度の1.28でよろしいのかどうか。これがもっと下がるならば、17年度の予測は16年度と同水準というか、決まった数字が変わってきますので、それが分かりましたら教えていただきたい。

以上でございます。

児嶋室長　　まず1つ目でございますが、繰越欠損金が7月1日の段階から今年の3月の段階にかけて改善したのはなぜかというご質問ですけれども、そもそも繰越欠損金がなぜこれだけ生じているかと申しますと、これまで共済資産の運用利回りが制度の予定利率を下回る逆ざやの状態が続いて来たために膨らんで来たわけでありまして、このため、これまで何回か予定利率の引き下げを行いました。それでも逆ざやの状態は解消しなかったのですが、昨年4月1日、平成16年度から予定利率を2.5%から1.0%に引き下げるという法律改正をいたしまして、逆ざやの状態が解消いたしました。その効果で、繰越欠損金がだんだん解消していく傾向にあるということでございます。

2つ目のご質問であります。今のお答えと関連するのですけれども、15年度まで予定利率が2.5%で、16年度から1.0%に下がりました。それが下がったことに伴いまして、これは議題(3)でご説明する予定なのですけれども、基本ポートフォリオを見直しまして、より安全な資産構成に変えましたので、15年度と16年度の運用利回りというのは、その影響で落ちているということでありまして。

3つ目のご質問の、14年度以前の運用利回りはどうだったかということですが、資料の一番最後にパンフレットがございまして、「小規模企業共済 中小企業倒産防止共済 平成15年度事業概況」の2ページに、実現利回りということで、これまでの運用利回りの推移が折れ線グラフで載っております。15年度が1.39で、14年度が1.83、13年度が2.28という状況で推移してございます。

上野部会長　　1.28の実績はいつ頃出るのですか。

児嶋室長　　16年度の実績は、16年度決算が確定するのが今年の7月頃であります。

篠塚委員　　大体分かりました。ですから、2.5%から1%に変わったという情報を知らなかったものですから、それでということですが、そうすると16年度の運用利回りは、確定してからとは言っても、その大きな情報があるから1.28ぐらいは大丈夫だろうと踏んでやらないとだめですよ。

児嶋室長　　はい。

篠塚委員　　わかりました。結構です。失礼しました。

上野部会長 ありがとうございます。そのほか、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

江崎委員 今のはポートフォリオを変えて、要するにより安全にしたと。そのかわり、リターンもやや低いものになっているということですね。

児嶋室長 そのとおりでございます。

江崎委員 17を微妙に0.01下げられるのは、さらにそういう傾向を続けるということなのか、どういう.....。

児嶋室長 基本ポートフォリオは、とりあえず毎年度見直すということになってございますけれども、この予測においては、16年度と同じポートフォリオで続けることを前提として.....

江崎委員 そうすると、その要素は16年度と17年度は変わらないわけで、全般に金利が下がる、その影響だということですか。

児嶋室長 そうでございます。

篠原臨時委員 全体で8兆円弱の資産の中で、ポートフォリオを設定して時価で評価をしている部分と、国債のようにインハウスで運用されているのは満期まで持つということで、多分簿価で評価されていると思うのですけれども、簿価の部分と時価の部分はどれぐらいのウエートなのですか。

児嶋室長 これは議題 (3)でまた出てまいりますけれども、資料10の2ページをご覧ください。3 . の基本ポートフォリオの改定というところでございますが、この表のとおり、簿価でもつ国内債券は69.2%になっております。

篠原臨時委員 7割は満期まで持つということで、時価には連動しない部分が7割あるということですか。

児嶋室長 はい、そうです。

奥村臨時委員 17年度の予測に基づいて配当を決めるとなっているわけですが、時価が導入されますと、簿価の資産が7割ぐらいありますので、そんなには変動しないでしょうけれども、時価を導入されると、1年間たつと結構変動する可能性があるわけです。ですから、今年は配当ゼロなのでいいのですけれども、将来に向けては、方式を考えた方がいいのではないかと思います。通常は実績配当で、例えば17年度については決まっていないから配当しないような方式の方がいいのではないかと思います。

児嶋室長 時価評価で計算することによって、今後、乖離が生じた場合、どうするのかというご質問だと思います。小規模企業共済法上は、当該年度の前年度末までにこの支給率を決定することになっておりまして、当該年度の途中で脱退する契約者全員が付加共済金の支給率をわかった上で脱退できるように配慮する趣旨だと思います。これはこれで意義があると思います。と申しますのは、前年度の決算というのは、当該年度の半ばにならないと確定しないので、それより先に脱退する人は、自分が幾ら付加支給金をもらえるかわからないで脱退するということになるからであります。

ただし、今ご指摘いただきましたように、予測値と確定値の乖離が著しく大きくなってしまった場合は、例えば共済契約者の利益を損ねるとか、逆に共済制度の財務を悪化させるということもあり得なくはないわけでありまして、今のように繰越欠損金が9,000億円もあると

きには、すぐに何とかしなければいけないような深刻な問題というわけではないと思いますけれども、次の5年ごとの制度改正の見直し時期において法律改正を行うかどうかの検討をしますので、そのタイミングでの検討課題ということにさせていただきたいと思います。

奥村臨時委員 シミュレーションでは、やはり10年ぐらいは不足金は解消しないということだったんですが、実は予定利率が上がってきた場合、もう少し早くなる可能性が強いのです。ですから、10年も余裕はないのではないかという気がします。

柏崎臨時委員 今のお話にも若干関連しますし、もう既に議論されたことなのかもしれないのですが、ちょっと教えていただきたいのです。

資料3の資産を時価評価されて、このように移行されたということなのですが、負債の方の責任準備金に関して、私が察するに、これ、簿価というか、そのときの予定利率をそのままみ上げた形で積み上げているのかなというイメージなのですが、そういう負債の時価評価みたいなことをこの中に織り込まれているのか。織り込まれていないとすれば、ある程度の把握をされているのか。あるいは今後、そういう方向でお考えになるようなこととか、もしあるようでしたら、わかる範囲で結構です。

児嶋室長 今回の独法会計のもとでは、責任準備金の計算の仕方は、特殊法人会計と全く同じ額で計算をしております。

その後のご質問の趣旨をもう一度お願いします。

柏崎臨時委員 これは必ずしもいいか悪いかというのは別の議論があるわけですが、いずれにしても、負債を時価評価いたしますと、現時点ですと割引率みたいなものが非常に低くなるということになりますので、過去に積み上げていた 　そもそも、それはどこまで過去の予定利率を読んでいるのかという問題もあるのですが、変動してくる可能性がある。一般には増加してしまったりするケースがあるわけですが、そういうことがあるのかどうかということなのです。もしそういうことでありますと、中長期的にはいろいろご検討されて解消していく。あと、一般の企業と違いまして、リスクもある程度とれるということもあるので、必ずしも時価でがちょっと評価するのがいいとは思いませんけれども、もしデフレ傾向的なものが長期にわたって続くということになると、将来に違う問題が出てくる可能性がありますので、その辺のことを何か把握されていらっしゃったら教えていただきたいと思っています。

児嶋室長 時価評価による責任準備金の影響については、検討は今のところしておらないと思います。ですが、必要なことであるかもしれませんので、今後検討していきたいと思っています。

浅野臨時委員 今のご質問についてちょっとコメントしたいのですが、予定利率が1%ですから、時価評価すると、実をいうと簿価よりも債務の評価額が減ってしまいます。そういう考え方をとれないわけではないのですが、ちょっと保守的ではないということで、簿価の方がいいのではないのでしょうか。もう1つ、例えば解約した場合、簿価での解約ということになるので、かえって時価評価するとおかしなことになるというのが現状です。

それと、もう1つ今のに絡んで質問したいのですが、今回、時価評価ということで、評価損が計上されて、累積欠損が以前の7,500億円程度から9,400億円と増えております。以前は簿価での欠損である7,500億円程度を前提にして繰越欠損が解消するのは10年程度だとい

う見込みだったと思うのですが、今後、時価で評価していくとなると、この欠損の回収時期が多少後ろにずれる。したがって、分配ができるようになるのもちょっと先に伸びると考えた方がいいでしょうか。

児嶋室長 そのとおりだと思います。平成15年の法律改正前の経営安定部会での試算によりますと、予定利率 2.5%をこのまま維持すれば、繰越欠損金が平成23年度には1兆円を超えるけれども、1.0%まで引き下げると2,200億円にまで改善するというシミュレーションがなされておりまして、したがって、そのまま続けても、同じ前提で伸ばしても繰越欠損金が解消されるのは平成26年度ぐらいであります。さらに今回、会計基準を変更して、繰越欠損金が約1,900億円増加したということと、また後でご説明します基本ポートフォリオを見直したことを含めて試算し直せば、欠損金が解消されるのはさらに何年か後になると思われま

上野部会長 そのほか、ご意見ございますでしょうか。今、浅野委員からご質問があったことは、中小企業庁としても確定的なシミュレーションがまだ十分に出ていないので、今日お示しできなかったところがあるかと思っておりますので、簿価ではなくて、時価を導入したことによって、会計の資産の構成が项目的にも違ってくる。それを基準にして長期的な、先ほど5年ぐらいで解消するのではないかというご意見もありますので、事務局で少し検討していただいて、来年度には、そういったことがまた少し議論できればいいのではないかと思います。

そのほか、この答申についてのご意見をいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、平成17年度の支給率につきましては、ほぼ議論も出尽くしたと思われま

ご異議等がございませんでしたら、お手元の資料をご確認後、資料5にありますように、「平成17年度に係る支給率はゼロとすることが適当である」という答申案を本部会の決議といたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。特にご異議がございませんようですので、平成17年度支給率に関しては、本案をもちまして当部会の決議とさせていただきます。なお、中小企業政策審議会運営規則に基づき、本決議を中小企業政策審議会会長の同意を得た上で中小企業政策審議会の決議とし、経済産業大臣へ答申したいと考えております。

それでは、次の議題に移りたいと思っております。中小企業倒産防止共済の貸付金回収率向上策についてです。昨年6月に当部会において、中小企業倒産防止共済制度のあり方について取りまとめをしましたが、その中で財務状況の改善対策について提言をいたしました。それら対策の実施状況につきまして、事務局からご報告をお願いします。

児嶋室長 それでは、資料6をご覧ください。倒産防止共済の5年ごとの見直しとして、昨年6月21日に経営安定部会がまとめた「中小企業倒産防止共済制度の今後のあり方について」という文書であります。以下、便宜上、この文書のことを「報告書」と呼ばせていただきます。

報告書の1ページをご覧ください。1.、2.、3.とございますが、核心部分は2.の財務状況と対応策の部分であります。

これが書かれております4ページをご覧ください。ここに書かれてありますのは、今すぐ

制度改正を行う必要はないけれども、毎年の収支が赤字基調であるので、剰余金の残高が減少しつつある。これを食い止めるための対応策を講じる必要があるということが書かれています。

5ページをご覧ください。その対応策として挙げられておりますのが、の運営体制の改善であります。これにつきましては、後ほど議題(3)でご説明したいと思います。が回収率向上に向けた努力であります。解消困難となっている要因を短期延滞債権の延滞長期化という側面と、長期延滞債権の回収問題という側面に分類しております。

6ページをご覧ください。ここには、回収率が87%程度のときに財務収支がバランスするので、これを目標に回収率向上を図るべきであると書いてございます。なお、回収率の定義ではありますが、1年、または1ヵ月といった一定期間内における約定返済予定額に対する実際の返済額の比率を回収率と呼んでおります。には、回収向上のための措置が例示されております。ア)の延滞発生直後の迅速な対応、イ)の回収手順マニュアルの整備等及び継続的モニタリング。7ページに移りまして、ウ)の職員の業績評価及び外部人材の採用、この3つの措置が提言されております。さらにには、当分の間、毎年度運営状況の分析検討と改善状況の確認をすることが不可欠とされております。そこで本日、経営安定部会の議題として回収率向上策の実施状況をご説明させていただく次第であります。

次に、資料7をご覧ください。本題に入ります前に、倒産防止共済勘定の資産承継についてもご説明しておきたいと思っております。小規模共済勘定と同様に、特殊法人会計から独法会計に変更したことによりまして、資産は6,472億5,600万円から5,353億3,000万円になりました。負債の額も同じであります。なお、報告書に出てまいります剰余金でありますけれども、負債の部の完済手当金準備基金183億円の中に177億円含まれております。この資産が減少した要因でありますけれども、会計基準の変更による貸倒引当金の1,119億円の増であります。

2ページの貸借対照表は、以上の内容を1円単位であらわしたものであります。

3ページをご覧ください。貸倒引当金が今回大幅に増加した理由を示す図であります。この左の柱が倒産防止共済の債権であります。一般債権が1,743億円、貸倒懸念債権が435億円、破産更生債権等が848億円ございます。中央の柱が独法会計の貸倒引当金でありまして、債権分類ごとの貸倒実績率であります7%、68%、100%をそれぞれ掛けて算出したものであります。一番右の柱が特殊法人会計の貸倒引当金でありまして、単純に債権の100分の5で算出したものであります。この結果、中央の柱が右の柱よりかなり高くなっております。

資料8をご覧ください。これが本題の回収率向上策の実施状況を説明する表であります。この表は、一番左の欄に報告書が提言している3つの措置を並べております。その隣の欄に、それぞれに対応した具体的な取り組み内容を書いております。その隣にその実施状況、その隣にその効果を記入しております。また、一番右の欄には、対応がすべて終わった項目には「済」という字を、現在対応中、あるいは今後対応予定である項目には「未」という字を記入しております。現時点では、「未」がまだ過半数を占めている状況にございます。

この表の上から順番にご説明いたします。まず、第1の措置であります延滞発生直後の迅速な対応、(1)の直ちに連絡をとるという措置にかかわる具体的な取り組みは、初期末納者に対する電話督促の内製化と電話督促の早期化でございます。これらは昨年6月から早くも

実施しております。その効果として、内製化することでの確な督促が可能となり、また、従来20日かかっていた督促を3日から4日後に早期化することで、未納回数の重複を防ぐことが可能となりました。現実に、滞納月数の短縮化などの効果が既に出始めております。

(2)の債権管理システムの改善にかかわる取り組みは、通常債務者情報の蓄積共有化を図るためのシステム開発であります。開発は11月に完了し、12月から稼働しております。個別交渉経緯の共有が可能となりましたので、以後の債権管理に活用できるようになります。

(3)の回収担当員の適切な配置にかかわる取り組みであります。定型的な事務を担当するミドルオフィスと回収交渉が困難な債権を一元管理するバックオフィスの設置であります。前者は17年度早々に、そして後者は17年3月に実施する予定であります。これによりまして、債権保全調査員が督促や回収交渉に今よりも専念できるようになるはずであります。なお、この債権保全調査員とはどういう人かと申しますと、倒産防止共済貸付金の延滞債権の回収業務を行う嘱託の方々でありまして、中小企業基盤整備機構の本部に21人、地方支部に27人、合計48人配置されております。主に金融機関のOBの方々であります。

(4)のサービサーの活用にかかわる取り組みは、サービサーへの債権回収委託であります。債務者に電話をしてもつながらないなど、主に債務者との接触が困難となっている不良債権を中心として、17年度から実施しようとして、現在委託契約の内容でありますとか、受託業者の選定基準について検討しているところであります。なお、このサービサーとはどういう人かといいますと、不良債権処理の促進を目的として、平成10年に成立いたしました「債権管理回収業に関する特別措置法」という法律に基づきまして、法務大臣から営業許可を得て設立された株式会社であります。この営業許可に当たりまして、資本金が5億円以上であるということとか、取締役の1人以上が弁護士であることなどの厳しい要件が定められております。また、暴力団などの反社会的勢力の参入が厳しく排除される仕組みになっております。現在、サービサー会社は国内に92社存在しておりまして、顧客から不良債権を買い取るか、または回収の委託を受けて適切な回収を行っております。この債権管理回収業のことを何でサービサーというかは定かではありませんけれども、いずれにせよ、合法的かつ社会的なサービス産業であります。

今回、サービサーに対して彼らが回収に成功した金額の中から一定割合を財源に充てまして、成功報酬を与えるということを計画しております。これによってサービサーに強力な回収インセンティブを付与することが可能となります。従来、倒産防止共済制度の運営の費用は、政府からの毎年度の運営費交付金からすべて賄っておりましたが、今回そうではなく、回収金の一定割合を成功報酬の財源とすることによりまして、回収の総額を最大化できることが期待されております。

次に、第2の措置であります回収手順・マニュアルの整備及び継続的モニタリングであります。その(1)の回収手順・マニュアルの一層の整備にかかわる取り組みは、事務マニュアルの策定であります。これまで順次作成されておりました、今年の3月に8種類のマニュアルがすべてそろそろ予定であります。これによって高度で均質な回収体制が構築されます。(2)の回収担当者の教育研修の充実にかかわる取り組みは、職員研修と債権保全調査員研修であります。職員研修は単に回収担当課の職員だけでなく、共済部門の希望する職員全員を対象として行っております。これらに対する研修を昨年の10月から12月にかけて実施してお

ります。(3)の実施状況の的確なモニタリングにかかわる取り組みは、1つは債務者実態把握の強化のためのシステム開発であります。これは17年3月に完成予定であります。これにより、特別管理債権全体の状況把握が随時可能になります。

2ページをご覧ください。もう1つの取り組みは、係数分析による業績評価手法と調査員の回収実績モニタリング手法の導入であります。前者は17年度に実施予定、後者は昨年12月から回収しております。これによりまして、(1)でご説明いたしましたマニュアルが現実の回収業務において遵守されているかどうかを確認できるようになります。

次に、第3の措置であります職員の業績評価及び外部人材の採用であります。(1)の回収業務の適的な評価にかかわる取り組みは、目標管理制度を活用した業績評価と調査員の業績評価の導入であります。前者は16年度から実施されておりました、後者は昨年12月から実施しております。これにより、職員及び調査員のやる気を刺激することができるはずであります。

(2)の経験・ノウハウが豊富な人材の採用にかかわる取り組みは、1つは外部人材の活用及び回収ノウハウの導入であります。これらにつきましては、昨年11月に中小企業基盤整備機構の部長級の待遇でサービサー会社の人材を外向採用しております。この方は、東京三菱銀行が100%出資する東京ダイヤモンド再生債権回収株式会社というサービサー会社で不良債権回収業務を長年にわたって担当されてきました50代の方であります。既にご説明いたしました債権保全調査員の回収活動をモニタリングするという手法でありますとか、バックオフィスやミドルオフィスを設置するというやり方は、この方の提案と指導によるものであります。また、個別案件の回収交渉の対応の仕方などにつきまして、回収担当者に対してきめ細かい指導をしてもらっていると聞いております。職員の目からうろこが落ちるような指摘も少なくないと聞いております。

もう1つの取り組みは、サービサーによるコンサルティングの活用であります。東京ダイヤモンド社に、従来の中小企業基盤整備機構における管理回収業務の調査・分析してもらいまして、昨年6月に事務処理全体の問題点の抽出と解決方法の提案をしていただきました。この提案は、先ほどご説明いたしましたマニュアルの内容として100%生かされております。このコンサルティングは17年度も引き続き受ける予定になっております。

最後にその他であります。中小企業基盤整備機構では経営安定部会の報告書には示されていない措置についても精力的に取り組んでおります。再契約条件の標準化、ナレッジマネジメント、償却基準の見直し、再建型法的整理への対応の見直しの4つであります。いずれも、今後相当の効果が期待できるものであります。

以上が、昨年6月21日に報告書が示されて以降、7月1日の独立行政法人化を挟んで、これまで約8ヵ月間に中小企業基盤整備機構において導入された回収率向上策の実施状況であります。ただいまご説明したとおり、昨年6月にいち早く開始いたしました初期未納者に対する電話督促の内製化及び早期化を除きまして、ほかの取り組みについては、昨年末に実施したばかりであるとか、今後、近日中に実施予定のものであります。したがって、これらの措置の効果が現実の回収率の数字に反映されてくるのは、現時点ではまだ時期尚早ではありますが、これだけさまざまな手を打てば、中期的には必ず結果が出るものと事務局としては確信しております。すなわち、これらのそれぞれの措置が複合して効果を発揮すること

によって、中小企業基盤整備機構において粗々の試算をしました結果、この資料の欄外に大きな字で書いてございますとおり、次の倒産防止共済制度見直しのタイミングであります3年後までに、回収率を3ポイント改善するということを目標として、そのことをこの場で宣言したいと思います。

これによって、今後、回収率はどのようになると見込まれるかということをご説明したいと思います。

資料9をご覧ください。ここにありますのは、これまでの回収率の推移であります。上のグラフが倒産防止共済制度が創設された昭和54年以来の年度ベースの推移を示しております。ご覧のとおり、最初の5年間は90%台の高回収率をキープし、次の12年間は80%台の後半、最近8年間は80%台前半で推移しているというのが長期的なトレンドであります。このように回収率が長期低下傾向にある要因でありますけれども、景気の長期低迷によって倒産防止共済から貸付金を受けはしたけれども、やはり倒産してしまって、返済できなくなったという中小企業が増えたからであると考えられます。また、昭和50年代の高い回収率につきましては、加入者数がまだ少なかったため、その当時は一件一件の債権管理が十二分にできたということも大きな要因であると考えられます。このような中で、最近はややく景気が底を打って回復局面に入ったために、平成15年度の回収率をご覧くださいますと、前年より1.7ポイントも改善して82.68%となっております。

次に、下のグラフをご覧ください。最近3年間の月ベースの回収率の推移であります。ご覧のとおり、回収率は中期的には緩やかな上昇傾向にございます。ただし、先ほどの報告書の対策を導入し始めたのが平成16年6月でありますので、それ以降の動きをみますと、横ばい、ないしやや下げ気味ということでありまして、一見、対策の効果はまだ現れていないようにも見えるのであります。しかしながら、14年度と15年度のグラフに現れておりますように、これまで月ベースで見ますと、ゴールデンウィークと年末年始の休みの影響で回収作業が進まないために、5月と1月は回収率が大きく落ち込むということが繰り返されているわけでありまして、16年度の5月も同様に落ち込んでおりますが、今年の1月は落ちなかったどころか、若干改善しております。このことは、もちろん断言はできませんが、もしかしたらこのあたりに対策の効果の兆しが早くも現れ始めているのではないかと期待しております。

それでは、今後の回収率はどうなるか。先ほど、対策の目標値を今後3年間で3ポイント改善と申し上げましたが、現在の回収率を大体82%としますと、3足して、対策の効果で85%となります。これに、今後の景気回復による回収率改善を期待できる分として、さらに3ポイント上乘せすれば88%となる皮算用であります。したがって、3年後には倒産防止共済制度の財務収支がバランスするとして報告書が当面の目標に置いております回収率87%の水準を達成することは十分可能でありますし、長期的にはさらに上のレベルを目指したいと思います。

ただ、回収率1ポイントの改善というのは、金額に直しますと約9億円の回収増に相当するわけでありまして、これは決して容易なことではございませんが、ぜひ今後にご期待いただきたいと思っております。

以上であります。

上野部会長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、ご意見、

ご質問をいただければと思います。

倉橋臨時委員 資料8でサービサーの活用なのですから、非常に危惧するのが暴力団の介入なのです。これには策を講じているというお話でしたけれども、暴力団ですから別に看板を上げていないので、それについてのことが万が一あったら大変なことになるので、ここで公表できるかどうかわかりませんが、策というのはあるのでしょうか。

児嶋室長 暴力団に委託してしまわないような策でございませうか。

倉橋臨時委員 はい。先ほど、ちゃんと排除策がありますよというお話でしたが。

児嶋室長 先ほどご説明申し上げたのは、サービサー会社というのは、法務大臣から営業許可を受けた者である。その営業許可を法務省で受けるに当たって細かく審査があって、その段階で暴力団等の参入が排除される仕組みになっているということでもありますので、今存在している92社のサービサーというのは、そのスクリーニングを受けて設立されている人たちでありますので、そこに対して……

倉橋臨時委員 それは絶対大丈夫だと。

児嶋室長 絶対だと思います。

倉橋臨時委員 というのは、後で出てきますけれども、これは回収すればするだけ普及が下がっていくような恐れが出てくるので、余り厳しい回収が果たして世間ではどういう評価になっていくのかということ非常に厳しい部分かなと思います。万が一、こういうのが出てくると大変だなと思ひまして、ちょっと危惧していました。

児嶋室長 那ご意見ですけれども、資料6の報告書の7ページ、先ほど飛ばしましたのところ、回収に当たっての留意点ということで、「あなたが返してくれないと全体に迷惑がかかるんですよ」ということを親身に説明して回収に努めるようにということが書いてございませう。この報告書の指示に従って、回収のやり方には神経を使っていきたいと思ひませう。

寺田臨時委員 回収率87%に向けていろいろ努力していただいて、実際に数字としても実績が少しずつ出つつあるようなことだということで、大変結構なことだと思ひます。この87%という数値目標は、例えば経済産業省としての政策目標なり政策評価を受けるに当たり、あるいは中小企業基盤整備機構の中期目標なり年度目標なりといった数値目標として掲げられているものなんでしょうか。それとも、今、児嶋室長が口頭でおっしゃった限りだけの話なのか、その辺をちょっと聞かせていただきたいと思ひます。

児嶋室長 中小企業基盤整備機構の中期目標に87%という数値目標は特に載ってございませう。それは、この報告書が出た時期には、もう既に中小企業基盤整備機構ができる準備が終わっていたというタイミングの問題があると思ひます。ですから、87%というのは、書かれている数字としては、この報告書だけという位置づけであります。今回、この経営安定部会で、3年後には87%を達成したいということを私が言ったのが2回目ということになると思ひます。

寺田臨時委員 機構なり何なりの目標というのは、独立行政法人としては、なるべく数値で示せということになっているようなんです。もし今、示されていないとすれば、その辺、ぜひご検討いただけることがあり得るのかなと思ひております。

児嶋室長 盛り込むように検討したいと思ひます。

篠塚委員 16年6月の報告を受けて、非常に意欲的に頑張っている情報がわかりました。数字だけの質問なのですが、資料9で、貸し付け回収率が下がっているが、15年度で上がっているという結構おもしろい、ポイントとしての意見が挙がっています。ですから、この問題は16年度の報告を受けた話ではなくて、16年度の前の話なので、下の方をちょっとみていただきたいのですが、15年度の1月が下がるのはいいのですが、2月、3月、それから4月のあたりが非常によくなっているのは、つまり15年度に何かがあったのでしょうかという質問なのです。先ほど上の方で15年度は上がっていますよという室長のご説明でしたけれども、これは15年度の話であって、16年度の6月を受けていろいろやっていることはここに入っていないわけですので、むしろ15年の2月、3月、4月あたりに何か特別な事情があったのか、分かったら教えてください。

蔵元理事 実はこの回収率につきましては、例えば繰り上げ返済であるとか、そういう事情もございまして、月ごとはかなり動きますので、年度ごとの動きが大事だと思います。私ども、去年の6月の報告が取りまとめられる前から組織の中で大分気を引き締めまして、回収努力を含めて、できるだけいろいろなことをやらせていただいています。大きい意味でその効果もあったのかなということもございます。でき得れば、月ごとよりもより長い期間の単位でとらえていただければありがたいかなと思っております。

児嶋室長 何か特別な対策を講じた結果、このように上がったということではなくて、いろいろな手続で毎年年度末は上がる傾向にあるようであります。それにプラスして、景気が回復してきたという要因があって、平成15年度の2、3、4月というのは高い水準になっていると思われまます。ですので、平成16年度の2、3、4月もまだ出ておりませんが、楽しみにしているところであります。

篠塚委員 ですから、資料9からは、一生懸命やっているとはいっても、効果が出てきた数字とまではいえないといった方がよろしいですね。

上野部会長 先ほどご説明いただきましたように、これから今年、来年度にかけて、効果がどのような形で上がってくるかということを期待したいと思います。

そのほか、ございませんでしょうか。

真柄代理 いろいろやっていただいているすごいなと思うのですが、その中で2つほど。1つは、回収のときに目標管理制度を導入して、業績評価といったものもありますけれども、この上でちょっとありがちなのは、回収の行き過ぎみみたいな形で社会問題化するとか、せっかくこの制度を健全にやろうと思っているときに、そういうトラブルが起こると非常に困るので、その辺の対応はどうなっているのかというのが1つ。もう1つ、債権管理システムを充実させていくことで、そんなことがなければいいのですが、個人情報、プライバシー保護の仕組みがきちっと機能しているのかどうか、この2点をお聞きできればと思います。

児嶋室長 1点目の取り立ての行き過ぎがないようにということですが、これはサービスのコンサルティングを受けてつくりました回収マニュアルに従って回収を行うことによって、ヤミ金融の取り立てのようなことは防げると考えております。

第2点、個人情報の保護に関しては、議題(3)で改めてご説明をしたいと思います。

多比羅臨時委員 回収の点ではなくて、資料6の9ページにあります貸し付けの審査の

迅速性についてです。これは、かつてのように時間がかかるのではなくて、早くなったということで、平均18日と出ているのですが、この場合の審査は、一定の条件に当てはまっているならばもっと早く融資実行ができるのだらうと思うのと、もう1つは、この融資は、普通と違って急ぐケースだらうと思うので、審査事項も客観的な事項のみを定めておけば足り、相手の会社の実態を把握する必要はないだらう。詐欺的なことがかつて行われたので、それさえ注意すれば、これ以上早くすることも可能ではないかと思います。短期間に融資をお願いしたいという点から、その点はどうか。

次に、融資の回収の点については、報告書に書かれたことをかなり実施しつつあるので、期待していきたい。資料8にもありますが、こういう問題については、融資実行後のモニタリングが重要だと思っているわけですが、またこれが大変な作業でもあると思うのです。モニタリングについてはどういう観点から行おうとしているのか、もう少し話を聞かせてもらえればと思います。

児嶋室長 2点目のモニタリングについては中小企業基盤整備機構にお願いして、第1点目の貸し付け審査期間であります。まず、審査の内容ですけれども、返済能力等の審査ではなくて、取引相手が倒産したときに、そこに売掛債権が実際に存在しているかどうか。融通手形とかではなくて、ちゃんとそこに売掛債権があるかどうかの審査を行いますので、普通の金融機関の審査よりも早くなっております。その平均処理期間ですけれども、13年度が21.8日で、この報告書にあります15年度が18.1日であります。では、16年度はどうかと申しますと、1月末現在で17.2日ということで、年々着々と短縮をしている状況であります。要するに、報告書では18.1と書いていますが、現時点では17.2日です。現在、18日以内で審査するという目標をしております、全申請件数の78.7%は18日以内での処理を実現しております。

他方、先ほど述べられました詐欺をするような人もいるわけでありまして、今、倒産防止共済に対する詐欺事件ですけれども、平成8年にいわゆる大阪事件という非常に多額の詐欺があったわけですが、それ以来、現在までに全部で9件ほど発生しております。いずれも警察に捜査協力をしたり、いろいろなことをやって対応しているわけですけれども、こういった人々に対する審査というのは一方で厳しくしなければなりませんので、今、17.2日という審査期間がさらに10日になり、5日になりというようなことはちょっと考えられないと思います。

多比羅臨時委員 普通の融資と違って、割合調査しやすい事項なので、もっと短くできるのではないかと。2週間でできるぐらいにさせていただくと、債権者集会のとき、これに加入している人は早急に融資を受けられるという説明をしているので、ありがたい。もう少し努力していただければと思っております。

児嶋室長 審査体制を工夫したり、審査業務を合理化したり、いろいろなことを行って審査期間の短縮ということにこれからも努めていきたいと思っております。

蔵元理事 補足させていただきたいと思っております。今の多比羅先生のご指摘は2つあると思っております。1つは、こういう厳しい状況にある中小企業のために、できるだけ早目に融資をせよという話と、2つ目に債権回収の関係でモニタリングをしっかりやってくれということの2点と思っております。

前者はまさしくそうございまして、制度の趣旨が連鎖倒産を防ぐためでございますので、自分の取引先が急に倒れてしまったので、お金がないと倒産してしまう。それを防ぐということが大事でございます。そういう緊急性と、実は今、室長がご説明しましたように、中には相当いろいろ課題のあるケースもございまして、私が部内の個別案件の審査委員会の委員長もさせていただいていますが、厳しくチェックしていかない点もあるのも事実でございます。そういう中で、私ども今、できるだけ18日以内に貸し付けを終了せよということで考えております。現時点でたしか融資案件の79%ぐらいまでは18日以内を達成しておりますので、特に大きい問題がなければ、18日ぐらいでほぼ貸せるというところまで来ているところでございます。これからも引き続き、いろいろ努力をしていきたいと思っております。

それから、先ほどのモニタリングなのですけれども、私どもはわずかな職員が債権管理をやりながら、数十名の銀行のOB等を調査員として回収をさせていただいております。私どもの課題の中で、昨年7月以降、いろいろやっている中で、各回収の過程、進捗状況がどうなっているかということの各調査員の活動状況につきまして、今回、コンピュータシステムも若干の手を入れまして、私ども職員も直ちに同じ情報を共有できるような形で、いわば調査員の方々の回収の過程を職員がきちっとフォローしようということでやらせております。実は3月中にできるということで、これからののですけれども、そういうことで現場感覚と債権管理全体の動きをいい形で、ベストミックスをやりながら対応していこうかなと思っております。

多比羅臨時委員 これからも引き続きお願いいたします。

上野部会長 そのほかご意見ございますでしょうか。 それでは、次の議題、その他の取り組みといたしまして、現在、中小企業庁と独立行政法人中小企業基盤整備機構において取り組んでいる主な課題について、事務局から報告をお願いいたします。

児嶋室長 それでは、資料10をご覧くださいと思います。

小規模企業共済の資産は、議題(1)の資料3でご説明いたしましたとおり、8兆円を上回る莫大な規模であります。したがって、これをいかに運用するかということは、非常に大きな問題であります。昨年4月の予定利率の引き下げを機に、資産運用方法の大幅な見直しを行いましたので、そのことについてご報告をしたいと思います。

1. は、この見直しの背景であります。平成15年1月の経営安定部会で、基本ポートフォリオの見直しということが提言されました。また、同年6月の小規模企業共済法の改正で、中小企業基盤整備機構が資産運用に関する基本指針を作成することが明記されております。

2. が検討体制であります。中小企業基盤整備機構内に外部専門家5名からなる資産運用研究会を設置して、検討をお願いいたしました。研究会の座長には、本日ご出席いただいております浅野委員になっていただいております。また、シミュレーション等の分析作業は大和総研にさせていただきました。

2ページをご覧ください。3. は、基本ポートフォリオの改定であります。予定利率を2.5%から1%に引き下げたのに伴いまして、最適な資産の保有比率を表のように決めました。旧ポートフォリオからの最大の変更は、比較的风险の低い国内債券簿価のシェアを約5割から約7割まで引き上げたことであります。これは、予定利率が下がったことによってより

リスクを抑えるような堅実な運用がより適切になったという判断です。新しいポートフォリオの資産構成比でありますけれども、今年度末の時点で完全に達成される予定であります。

4. は、自家運用の約5兆円分の国内債券簿価の運用方針であります。資料にお示しします3つの条件のもとで、全部で26パターンの年限構成を候補としまして、それぞれについて5年後と10年後のリスクとリターンをシミュレーションして、それらを比較分析した結果、表のような年限構成が最適であるという結論を得ました。以前の年限構成からの最大の変更でありますけれども、20年債のシェアを5%程度から50%以上に引き上げたことであります。なお、この年限構成であります。今後景気が回復していったら、金利が上昇して、10年国債が5.5%まで上昇したとしても、この年限構成の方が他の年限構成より優れているということがシミュレーションの結果裏づけられております。

5. が委託運用の約1.5兆円分の国内債券時価、国内株式、外国債券、外国株式の運用方針であります。運用機関の構成を従来の全社一律のバランス型から各社の得意分野に応じて委託をするパッシブコア・アクティブサテライト型と呼ばれる構成に変更しました。この方法にしたことが裏目に出ないように、適材適所を確実に実現するために、委託機関の選定方法と評価方法につきましては、厳格な基準と手続を定めて、かつ外部機関の意見も聴きながら行うことにしております。

3ページをご覧ください。このパッシブコア・アクティブサテライト型の模式図であります。このすべてを仕切るのが一番下のオーバーレイマネジャーでありまして、その上に運用機関を得意技に応じまして振り分けるという構成であります。現在、中小企業基盤整備機構の公募に応じた63機関の中から21機関を厳選して採用の内定をしたところでございます。

以上が小規模共済の資産運用の見直しについてのご説明であります。

次に、資料11をご覧ください。これは、両共済の業務改善についてであります。現在、中小企業基盤整備機構の共済部門は119人の職員体制によって運営されておりますが、より効率的な運営が求められる独立行政法人になったのを機会に、昨年の秋以降、抜本的な業務改善を図るための取り組みを行ってございます。この取り組みは、議題(2)でご説明いたしました倒産防止共済の報告書の提言にも沿うものであります。外部コンサルタント会社に委託いたしまして、共済部門のすべての業務フローをチャート化し、プロの目で業務の無駄を洗い出し、問題点を分析した結果、今年の1月末に具体的な改善提案を得たところであります。

資料の中央部分をご覧ください。提案の第1は、業務効率化及び人的資源の有効活用であります。その1は、新業務分担整理による外部委託化の推進、すなわち定型化が可能な業務のアウトソーシングであります。このアウトソーシングによりまして、現在の職員数の1割以上に相当します十数名の職員削減が可能となるわけであります。ただし、その前提となるのが業務マニュアルの整備であります。今のところは、これらを17年度、18年度に段階的に導入し、遅くとも19年度には本格導入する予定であります。これをできるだけ前倒しするよう努めたいと思います。その2は、システムサポートの充実であります。これは大きなコストがかかるため、中長期課題とされております。提案の第2が、契約者サービスの向上であります。

その3は共済相談室機能の強化でありまして、無人音声応答電話を活用するなどの対応によって、現在約70%であります外からの問い合わせや苦情に対する電話の応答率を85%ぐら

いまで向上しようというものであります。は顧客提出帳票の改善であります。記入漏れですとか記入ミスがなくなるように帳票をわかりやすく改善することによって、現在、毎月3,000件発生している不備を30%削減することが可能であります。

提案の第3は、個人情報保護であります。共済業務は、膨大な個人情報を取り扱う業務であります。したがって、これが万が一にも流出してしまえば、制度全体の信頼を失墜し、加入促進に取り返しのつかないダメージになります。この提案では、今年の4月、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が施行されますので、これに備えてアクセス制限、コピー制限、記録媒体の管理、そして業務委託先との個人情報の取り扱い方のルールづくりなどのルールの不備を改めることが指摘されております。

提案の第4は、継続的な業務改善を支える機能のきめ細かな見直しであります。なお、この取り組みですけれども、中小企業基盤整備機構の運営費交付金の抑制に結びつくものであります。両共済の財務状態の改善に直接寄与するものではありませんが、契約者サービスの向上であるとか、個人情報保護の徹底というのは加入促進につながりまして、ひいては財務の改善にも寄与するものであります。そういう意味でも、今回の改善提案については、確実かつ迅速に断行していきたいと思っております。

以上が、両共済の業務改善についてのご説明であります。

次に、資料12をご覧ください。両共済の加入促進の取り組み状況であります。両共済の財務状況を改善強化し、今後ともサステナブルな制度とするためには、加入促進の取り組みが極めて重要であります。1ページをご覧ください。小規模企業共済の制度発足以来39年間の加入件数と脱退件数と在籍件数の推移を年度別に示すグラフであります。ご覧のとおり、平成5年度と6年度を境にしまして、黒い棒グラフである加入件数が、白い棒グラフである脱退件数を下回るようになり、折れ線グラフの在籍件数は減少に転じ、そしてそのまま現在に至っております。最近数年間をみていただきますと、加入件数も脱退件数もほぼ同じ水準で横ばい、その差分だけ毎年在籍件数が直線的に減少しているという状況であります。15年度の加入件数は7万8,000件、脱退件数は14万9,000件、在籍件数は178万1,000件であります。

次に、2ページをご覧ください。倒産防止共済のグラフであります。こちらは平成8年度から在籍件数が減少傾向であります。最近数年間は加入件数が横ばいではありますが、脱退件数の方は日本の倒産件数の減少を反映して減少傾向にございます。15年の加入件数は1万6,000件、脱退件数が3万4,000件、在籍件数が33万4,000件でございます。

両共済ともに在籍件数が減少傾向にある主な要因ですけれども、何といたっても景気の長期低迷によりまして資金繰りが苦しくなって、毎月の掛金を納めることも困難な中小企業者が増えたということ。また、加入しても、途中で任意解約をしても資金が必要となってくるような中小企業者が増えたからであると考えられます。

しかしながら、在籍件数の減少すべてを景気のせいにしてしまうのは間違いであります。なぜなら、小規模共済の加入率は全小規模事業者の約3割でありますし、倒産防止共済の加入率はまだ約2割でしかございません。両共済制度が中小企業者にとって極めて有利で、かつ有益な制度であるということは誰も疑いのないところでありますので、制度の存在や内容自体をまだ知らない中小企業者が多く存在すると思われられます。したがって、これまで

以上の広報宣伝活動が必要となってくるのであります。

そこで、3ページをご覧ください。全国加入促進強調月間運動でありますとか、小規模共済におけるモデル県運動、都市部運動、確定申告期運動、倒産防止共済における全県運動、特定地域運動、これらの6つのやり方は、いずれも時間的、あるいは空間的にターゲットを絞りまして、そこに戦力を集中投入するというやり方でありまして、これは制度の発足当初からずっと行ってまいりました伝統的な手法であります。これらに加えて、近年はさらに新たな取り組みを行っております。

4ページをご覧ください。ここ2、3年の取り組みでありますけれども、1つ目は、新規委託先の開拓であります。中小企業基盤整備機構の役職員が積極的に外回りを行いまして、昨年7月の独法化以後、京都税理士協会であるとか、神奈川土建経営計算センター協会といった9団体と委託契約を締結しております。2つ目は、関係機関との連携であります。国民生活金融公庫や都道府県信用保証協会とは顧客が大きくダブっているのですけれども、商品はダブっていないために、お互いにパンフレットを置き合うとか協力しております。3つ目は、民間機関を活用した制度普及であります。損保会社の商品とタイアップをして売り込みをしております。4つ目は、新しいパンフレット等の作成であります。これは、単なる制度の概要の説明だけではなくて、加入者の生々しい感謝の声を紹介したり、実際の大型倒産があったときの事例に即して、倒産防止共済に入っていた人と入っていなかった人の連鎖倒産状況の比較分析をしたり、説得力を高めるための工夫を凝らしております。5つ目は、メディア等を活用した制度普及であります。独立行政法人ならではの自由度の高いPR方法を採用しており、特に、今回初めて行いましたテレビとラジオのCMにつきましては、今年の1月末から2月初めまでやったのですけれども、中小企業基盤整備機構の本部や支部の窓口には、コマーシャルを見たという問い合わせの電話がある程度来ていると聞いております。6つ目は、小規模共済のモデル代理店制度の創設であります。高い目標を自ら設定して、達成した代理店に上乗せ手数料を払う制度でありまして、これは16年度に創設して、今46行を認定しております。

5ページをご覧ください。このページは、現在準備中、または検討中の主な取り組みであります。まず1つ目は、地方自治体とのタイアップであります。今年の1月に全国346の市役所にアンケート調査を行いました。両共済について、様々な質問をしたわけですが、その最大の収穫は、倒産防止共済の掛金の一部に助成金を出す制度の導入が検討に値すると回答した市が66もあったということでありまして、これらを強力でプッシュして実現してもらえれば、倒産防止共済の加入促進には大きな弾みがつくと思われまして、2つ目は、データをもとにした加入促進。加入ポテンシャルの高い業種をピンポイントでねらってPRしたいと思っております。3つ目が、中小企業基盤整備機構を挙げての普及促進であります。中小企業基盤整備機構には、今、約800人の職員がおられますけれども、そのうち、共済部門は約100人です。そこで、残りの約700人についても、業務上、中小企業と接触することが多いので、本業の傍ら、共済制度のPRもやってもらえるように、彼らに持たせる簡単なガイドブックを作成しているところであります。中小企業基盤整備機構が独立行政法人となったメリットがこのあたりにも典型的に現れていると思っております。4つ目が、委託団体手数料の改正であります。加入実績の伸び率により、手数料が変動するという体系に移行するものであり

ます。手数料が減る団体もありますので、17年度からこれを円滑に導入するため、各団体のご了解をとりつけているところでもあります。5つ目が表彰制度の創設であります。加入促進に貢献していただいた団体と個人に対して、毎年1回、中小企業庁長官と中小企業基盤整備機構理事長本人から直接表彰状や感謝状を差し上げるという制度を検討中であります。

最後に、資料番号はついておりませんが、資料13として両共済のパフレットと中小企業基盤整備機構のパフレットをご用意いたしましたので、ご覧いただければと思います。これらのPR資料ですが、毎年改善が加えられまして、内容もデザインもかなり洗練されてきているのではないかと思います。先ほどご紹介いたしました倒産防止共済の加入者と未加入者の比較分析のパフレットというのも中に入っております。このような資料を用いまして、小規模共済と倒産防止共済が中小企業にとっていかに有益で、かつ信頼できる制度であるかということを広く世に知らしめて、一層の加入促進を図りたいと思います。

そして、一社でも多くの中小企業者から、将来に対する不安を少しでも取り除いて、彼らが安心して創造的な事業活動に邁進できる環境を提供し、そのことによって日本経済の発展に深く貢献してまいりたいと思います。

以上であります。

上野部会長 ありがとうございます。幾つかの取り組みについてご説明いただきましたけれども、ご意見、ご質問、ございますでしょうか。

倉橋臨時委員 現場からのお願いというか、希望なのですけれども、私は青森で建設業をやっているのです。例えば、中小企業というか、もっと零細企業といった方がよろしいでしょうけれども、確かに加盟なさっていたそうです。現実にあったお話で、その方が工事をやりまして、相手方が倒産ならまだいいのです。ここにも書いていますけれども、夜逃げなのです。それにおいて、ちゃんと納めているにもかかわらず夜逃げされてしまったと。本人にとってみれば、倒産も夜逃げも同じことなのです。非常に困って、会議所にも再三お願いに行っているのですけれども、なかなか手当てができない。パンフレットには、確かに夜逃げについてはこの限りではないという書かれ方をしていますけれども、連鎖倒産をまずなくするという趣旨からいえば、確かに事件はあったのでしょけれども、犯罪のたびに善良な加盟者がその被害を被るのはいかなるものかなということがまず1つございました。

それから、もう1つなのですけれども、ここに3,200万のアップパーが限られています。これ、もうちょっと緩和できないものなのか。今、確かに大きな取引になると、1億くらいの負債はすぐ発生するわけで、3,200万くらいであると焼け石に水だなと。中堅クラスはそう考えざるを得ないなということもございまして、これの引き上げが考えられるのかどうかという2点についてちょっとお願いというか、質問させていただきたいと思います。

児嶋室長 まず、1点目の夜逃げであります。確かにご指摘のとおり、夜逃げされた側にとっては、相手が倒産しようが、夜逃げしようが、危機的状況にあることは変わらないということでもあります。ただ、共済制度にとってみれば、詐欺ということがございますので、その審査がまた変わってくるということで、今のところ夜逃げは外してございます。しかしながら、今後、そのことについてはよく勉強してまいりたいと思います。

2つ目の3,200万円の上限でありますけれども、先ほどの資料6の報告書にもそのことは言及されてございまして、資料6の8ページに、その他の検討事項というところで、掛金月

額限度額については、検討したところ、このままでよいという結論はとりあえず出ておりますが、今おっしゃったような現場の声というのをよく検討して、制度改正が必要であればしていきたいと思えます。

倉橋臨時委員 加入者の方は、そういうのをよしとして入っているわけなので、それ以外の方が多分入っていないと思うのです。それと、夜逃げですけれども、証明するためには指導を受けていまして、裁判であるとか、時間が相当かかるらしいのです。これは何とかご検討願えればということでした。ひとつよろしく願います。

蔵元理事 補足させていただきます。今の夜逃げの関係なのですけれども、この制度自身が連鎖倒産を防ぐ、緊急性があるということで、先ほどご紹介しましたように、この制度自身が、申請がありますと当然無担保で保証人もなしということで、すぐ貸さなければいけない点がございまして。ただ、貸すときに倒産事由がございまして、普通は手形の不渡りとかははっきりしていますし、もしくは、既に破産となっているとはっきりするのですが、夜逃げのケースのお問い合わせが時々ございまして。私ども、夜逃げというのは確認の仕方がなかなか難しゅうございまして。それから、裁判の問題いろいろございましてけれども、例えば実際は決定まで行かなくても、裁判所が破産の申し立ての受付をしているとか、何か証しがあれば、そういうものも個別に対応できるかなということで相談に乗らせていただきますので、もしいろいろございまして、私どもにご連絡いただければと思う次第でございまして。よろしく願います。

篠原臨時委員 先般、地方の商工会議所からこういう要望がありましたので、政府と機構の方でご検討賜ればと思えます。

倒産防止共済という制度は有用であります。ただ、昨今の自然災害。昨年は集中豪雨、あるいは地震で中小企業も大変な目に遭って、激甚災害で指定を受けたところは、それなりの融資だとか何とかがあるけれども、もう少し幅広く、自然災害を対象にした共済制度というものが考えられないものだろうかという要望がありましたので、お役所の方で少しご検討賜ればありがたいと思えます。答えは結構です。

児嶋室長 経営安定対策室は、実は共済制度の運営と自然災害の対応の二本柱で、私、両方に責任をもっておりますので、よく考えたいと思えます。

篠塚委員 その倒産防止共済制度なのですが、もちろん脱退が増えてきていることの要因というのは、不況であったり、掛金がなかなか入らなくなったりというのが過半数を占めるのだろうと勝手に想像しているのですが、そちら側では、脱退するときどういう理由で脱退するのかということが分かるような統計をお持ちなのではないでしょうか。もしかしたら、全部それではないかもしれないのではないかと思ったりしているのですが、そういう資料はお持ちでしょうか。つまり、頭からそれでやっていると、本当に景気がよくならなくてはだめだということではしか対策が出てこないのですが、もしかしたら、もうちょっと細かい理由でもあったら、きめ細かい対応ができるかなという質問です。ぜひそういうものは資料をとっておいてほしいと思えます。

蔵元理事 現時点では、解約される理由としまして、任意の解約なのか、それ以外かという大きい整理だけはさせていただきます。とりあえず、その範囲で情報は把握してさせていただきます。

上野部会長 基本的には前のアンケート……私も確かではありませんけれども、自分の掛金を運転資金とか、当座のもので運用したいということで解約するというのが一番多いですね。

篠塚委員 細かく分からないとしたら、そういうのがもう少しきめ細かくが分かれば、一時的にミスの貸し付け制度を別途に作るとか、いろいろな対応の仕方があると思いますので、どんどん減っていきますよだけではなかなかおもしろくないと思いますので。

児嶋室長 きめ細かく分析をしたいと思います。ありがとうございます。

上野部会長 前にアンケートをとったこともありますので、それも開示して、また検討させていただきたいと思います。

そのほか、ございますでしょうか。

多比羅臨時委員 いろいろな取り組みをされて、特に最後のところで、加入促進のための取り組みにいろいろ努力されて、活動範囲がいろいろあることは大変いいことだと思っていますし、個人的には、両方の制度は非常に役に立つのに、もう少し加入が増えてもいいかなと思っているところなのです。最近の取り組み、あるいは今後の取り組みを説明していただいています、特に感じたのは、最近の取り組みのところで、新規委託先の開拓ということで、各種の団体をお願いする。そこで思ったのは、前からある特定の地域を定めるというのはいろいろ努力していただいていますので、もう少し業種ごとの取り組みなどを考えていただいたらどうなのかなと思っていますところなのです。

自分がかかわっているからですが、先ほどのご説明で、税理士さんのところなどはおやりになるようですが、弁護士の場合に、かつては盛んにやっていた時代があったのですが、今は余り積極的に取り組んでいないのと、弁護士会の方ではどのくらい加入しているのか、実はわからない。個人で加入しているかもしれないし、全くわからないということがあって、業種ごとの加入率がわかるといいと思いますし、各種の業種の団体に開拓を始めると割合伝わりやすいかと思います。あるいは、新規委託先の開拓というので、今後どうしようと計画されているのかもしれませんが、地域ではなく、業種ごとというのもいいだろうと思います。

上野部会長 貴重なご意見、ありがとうございます。

真柄代理 加入促進ということで、特に倒産防止の方なのですけれども、先ほど室長から、まだまだ知らない会社が多いというお話があったのです。いろいろな方法で知らせるようにしているのでしょうか。これはただのアイデアなのですが、今33万の加入者がいらっしゃるといことなので、逆に加入者の方々が、倒産防止共済に我々は加入していますよということを何か表に表示できる方法はないのかなと。というのは、倒産防止に入っていることは、それイコールいい会社と誤解されると困るのですけれども、そうではなくて、将来に対する備えとか、そういった意味ではセキュリティー意識、経営者としての責任感の1つのあらわれであるなということと言えると思うのです。

そういった意味では、例えば会社案内、名刺、その会社のホームページとかに、「我々は倒産防止共済に加入しています」ということを表示したり、マークみたいなものでもいいですけれども、そういったものができれば、そのマークをみて、これ何ですかということで、33万件のところ逆になら広告塔になってくれるかなということもちょっと考えました。先ほど、

知らないところが多いということだったので、それも1つの手としてはあるかなと思います。

上野部会長 制度そのものよりも信用保証、こういう制度の中で……

真柄代理 信用保証となると、悪い会社もたくさんありますから、イコールではないので、その辺の扱いに気をつけなければいけないとは思いますが、それでも。

児嶋室長 名刺に「ISO9000」と書くようなことですよね。

真柄代理 そうですね。そのようなイメージです。あと、会社案内であるとか。例えば、請求書とかなんとかに書くときにそれも書けるとか、そうすると、そういった意識が高い会社ということで、ステータスの1つになるのかなということも考えますが、それでも。

児嶋室長 貴重なご提案をいただきましたので、ぜひやりたいと思います。

真柄代理 先ほど、顧客提出情報の改善。これは運営の方ですけれども、電話で月3,000件の問い合わせがあると。

上野部会長 不備です。その不備の対応にもものすごい時間と人手がかかっているのです。

児嶋室長 それがさらなる苦情を呼ぶということです。

蔵元理事 書類の記入によく間違いがありますので、そのお問い合わせにすぐ答えられることが大事なのと、そういう間違いを起こしにくいような書類にしないといけない。そういう観点で、よりユーザーサイドに立って努力をしたいと思っているところでございます。いずれにしても、事実としてそういう問い合わせが来るものですから。

浅野臨時委員 今のところを含めてなのですが、顧客サービス対策として、電話だとか、対面というのは結構手間もかかるし、コストもかかるというわけで、最近はインターネット等の利用がかなり広がっているので、それを活用されてはどうかと思うのですが、今はどうなっているのでしょうか。

もう1つ、インターネットを利用することによって、普通の人でもアクセスしやすくなる、加入の促進にもつながっていくのではないかなと思うのですが、そのあたりはいかがなものでしょうか。

上野部会長 例えば、提出書類のアップロードだとか、そういうような……。

浅野臨時委員 そうすると、一々とりに行かなくて、見本も書いてあるしということで……。

児嶋室長 今、共済関係のご相談とか問い合わせについては、中小企業基盤整備機構のホームページでも受け付けられるようになっておりますが、実際は毎月数十件という程度でありますので、余り多いとはいえません。そこで、改善の余地がないかどうか、検討してみたいと思います。

蔵元理事 補足させていただいてよろしいでしょうか。この制度の特徴は、先ほどご紹介ありましたように、機構という組織の職員100名ちょっとしかいないのですが、むしろ中小企業団体の全国組織を使わせていただく、各種金融機関やTKCさんを使わせていただくということで、私どもといろいろな中小企業団体、銀行さん、みんなの力を得て、総合的にやっていって、我々の機構自身はスリム化ということでやってきております。そういう中で、中小企業の方々はまず相談に中小企業団体に行くとか、銀行さんに行くとか、商工中金さんに行くとか、TKCさんに行くとか、現実には多いということでございます。関係機関にそのサービスをもっとしていただきたいと我々も思っております。

あと、今の情報関係につきましても、私どもの共済につきましても情報はインターネットでほぼ分かるようにしてございまして、さらにユーザーサイドのために出しましたいろいろな情報システム、実はこれも変更等お金がかかるものですから、そういう中で少しずつ入れかえ努力をして、使いやすいものにしたいということで、いろいろ知恵を絞ろうかと思っ

ているところでございます。ちょっと補足させていただきました。

上野部会長　ありがとうございます。いろいろな取り組みをされておりますので、今後とも委員の方々にもこのようにした方がいいのではないかというご意見があれば、この審議会の場ということだけではなくて、室長にご指導いただければありがたいかと思

います。

どうもありがとうございました。それでは、最後になりましたけれども、本日は独立行政法人中小企業基盤整備機構の鈴木理事長にお越しいただいておりますので、一言ご挨拶をいただければと思

います。

鈴木理事長　中小企業基盤整備機構の鈴木でございます。本日は大変重要な議題につきましてご審議いただきまして、ありがとうございます。私どもも本日の審議を踏まえまして、制度の運営機関といたしまして、一層運営の適正化を図ってまいりたいと思っ

ています。

先ほど来からお話がありますように、私ども昨年7月に、中小企業総合事業団、地域振興整備公団、産業基盤整備基金という3つの特殊法人が一緒になったのですが、あわせて2つの点がござ

います。

1つは、組織形態が特殊法人から独立行政法人になったということで、先ほど来からの議論がありますように、私ども5年の中期計画をベースに、できるだけ民間的な手法を活用し

まして、より一層業務の効率化を図っていきたくと思っております。

もう1つは、昨年7月の統合の際に、全国に9つの地方に新たに支部を設置いたしました。今までもそれぞれ組織ごとに拠点があったのですが、9つの地域に体系的に整備されたのは初めてでござ

います。これにあわせまして共済関係も、従前、共済相談室というのが一部の地域にあったわけですが、昨年7月に、全国的に各支部に共済相談室を設けましたので、各種共済に関する相談、あるいは加入促進がより一層充実されるのかなと思っ

ています。

いずれにいたしましても、昨年7月、機構という形になりまして、私ども現在、役職員一同が利用者本位、地域密着の2つをスローガンに掲げて業務をやっておりますので、よろしくお願

いしたいと思っております。

その中で、本日ご議論のありました両共済制度は、私ども中小企業基盤整備機構のセーフティーネット対策の基幹でござ

っております。

本日は、私どもの運営に対しまして、いろいろなご意見、あるいは提案がございました。私ども、中期計画の中で、本日の議論を踏まえて、さらに一層やっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

上野部会長 どうもありがとうございました。

以上で、本日予定されていた議事は無事終了いたしました。皆様には、ご多忙のところ、ご審議にご参画いただき、本当にありがとうございました。これで終了させていただきます。

了